

総社市営墓地条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第 1 6 号

総社市営墓地条例の一部を改正する条例

総社市営墓地条例（平成 1 7 年総社市条例第 1 6 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には，当該移動項を当該移動後項とし，移動項に対応する移動後項が存在しない場合には，当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
（使用料） 第 6 条 略 2 及び 3 略 <u>4</u> 既納の使用料は，還付しない。ただし，市長が特別の事由があると認め たときは，その全部又は一部を還付することができる。 （使用料の減免） 第 7 条 市長が貧困又は災害その他特別の事由があると認めた者に対して は，使用料を減額し，又は免除することができる。	（使用料及び管理料） 第 6 条 略 2 及び 3 略 <u>4</u> <u>山手奥田墓地，下山墓地及び新下山墓地の使用者は，4 月 1 日を基準日 として年額 2，0 0 0 円の管理料を納付しなければならない。ただし，管 理料の納期は，同月末日とする。</u> <u>5</u> 既納の使用料及び管理料は，還付しない。ただし，市長が特別の事由が あると認めたときは，その全部又は一部を還付することができる。 （使用料及び管理料の減免） 第 7 条 市長が貧困又は災害その他特別の事由があると認めた者に対して は，使用料<u>及び管理料</u>を減額し，又は免除することができる。

附 則
この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。